大樹（たいじゅ）

明石市立江井島中学校
第３学年 進路・学年通信
ＮＯ．８１
平成３０年９月５日（水）

奨学金の高校予約・・・

（公財）兵庫県高等学校教育振興会奨学資金について

（公財）兵庫県高等学校教育振興会は、勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な高校生等に対して、就学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的としています。この奨学資金は、**奨学生（生徒本人）に直接お貸し**するもので、奨学生（生徒本人）は、**高等学校等を卒業後、返還**しなければなりません。返還されたお金は、後輩の奨学資金として再び活用されます。

希望する場合は、**１０月５日（金）**までに申し出て下さい。

【借りられる金額等】

貸与月額（無利子）

区　分	国公立	私　立
自宅通学生	18,000円	30,000円
自宅外通学生	23,000円	35,000円

【貸与の時期】

高校予約で内定された方については、*高校入学後*、所定の書類を提出された後、下表のとおり送金を予定しています。（予定につき変更の場合有り）

Ⅰ期分（4～9月分）	Ⅱ期分（10～12月分）	Ⅲ期分（1～3月分）
5月末～6月末頃	10月末日	1月末日

【対象者】

次のすべての要件を満たす方が貸与の対象となります。

① 平成31年4月に学校教育法に基づく次の学校に在学していること。
　ア　高等学校　　イ　中等教育学校後期課程　　ウ　高等専門学校
　エ　特別支援学校高等部　　オ　専修学校高等課程

② 申請時または貸与中の期間において、申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が兵庫県内に住所を有していること。

③ 申請者の主として生計を維持する方の収入が、別に定める基準額以下であること。

（参考）収入額の目安（**あくまで目安です。家族構成等により変動します。**）詳しい試算表は、当会ホームページに掲載しています。（http://www.pure.ne.jp/~syougaku/）

世帯人数	給与所得者の場合（税込の総収入額）	事業所得者の場合（必要経費控除後の額）	家族構成
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生

【連帯保証人】

申請にあたっては連帯保証人１名が必要です。
申請者が未成年の場合は、原則として**親権者又は後見人**（保護者等）の方としてください。
＊親権者又は後見人以外の方を連帯保証人に定める場合は、返還が長期間にわたるため、ご高齢の方は避けてください。

【併用できない奨学金等】

次の奨学金等との併用はできません。
① 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金
② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
③ （公財）兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金
④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金

なお、市町の奨学資金等で兵庫県高等学校教育振興会奨学資金との併用を禁止している場合もあります。
市町の奨学金制度については、お住まいの市町へご確認ください。

【奨学資金の返還】

○卒業後、金融機関の口座振替等により返還が始まります。
○返還方法は「月賦」、「半年賦」、「年賦」、「一括」があり、「借用証書」の提出時に選択します。
（月賦の返還例：３年間（36ヶ月）貸与した場合の例）

区分		貸与月額	貸与期間	借用金額	返還回数	最低返還月額
国・公立	自宅	18,000円	3年	648,000円	111回	5,840円
	自宅外	23,000円		828,000円	125回	6,670円
私　立	自宅	30,000円		1,080,000円	144回	7,500円
	自宅外	35,000円		1,260,000円	152回	8,340円

＊奨学資金通学交通費や一時金の貸与を受けた奨学生は、上記借用金額に加算されるため、返還回数、返還月額が変動します。
＊届出なく滞納が続く場合は、返還未済額の全額を一括して請求することがあるほか、債権回収業者による回収や、必要に応じ民事訴訟法による強制執行を行います。

【申請書等受領・提出方法】

貸与を希望する方は、中学校にて募集案内等を受け取り、必要書類を揃えて中学校へ提出してください。
学校長の推薦が必要ですので、中学校が定める期日までに提出してください。

【高等学校等入学後の奨学資金の申請】
　今回、奨学資金（高校予約）の申請をしない場合でも、高等学校等入学後に奨学資金の募集を行いますので、その際に申請することができます。

【奨学資金の加算】

以下①～③は、高等学校入学後、正式に奨学生として採用されてから申請することができます。
奨学生のうち、一定の要件を満たす希望者に対して貸与する制度です。
① 職業能力開発促進法等に基づき実施される技能検定料
② 通学交通費
③ 電動アシスト自転車購入費

※その他、不明な点がありましたら学校の担当の先生、または下記までお問い合わせください。

公益財団法人　兵庫県高等学校教育振興会　奨学資金第１課　貸与係
〒650-0011　兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1　　ＴＥＬ：078-361-6640